

平成23年6月福島市議会定例会 建設水道常任委員長報告

建設水道常任委員会において行いました東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害・影響に関する所管事務調査についての調査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

はじめに、東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、東京電力福島第一原子力発電所事故により不安な日々を送られております市民の皆様に重ねてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い事故の収束を望むものであります。

さて、震災により、本市においても道路や橋りょう、公園、下水道施設等に甚大な被害が生じ、また水道施設も大きな被害を受け、市内のほぼ全域で断水するなど、市民生活に極めて大きな影響がありました。また、震災後の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散により、一時飲料水からは放射性物質が検出され、さらには下水道の汚水処理過程で発生する汚泥から高濃度の放射性物質が検出されるなど、原発事故の収束が見えない中、市民生活は今なお不安にさらされています。

当委員会は、このようなかつてない危機的な状況の中、一日も早い市民生活の安定と、安全安心の確保に向け、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害・影響に関する調査を実施することといたしました。

当委員会はこの調査を始めるにあたり、5月13日に委員会を開催し、まず被害・影響と今後の対応について、市当局からの聞き取りによる調査を行うことを決定いたしました。

市当局からの聞き取りによる調査については、5月18日に委員会を開催し、当委員会が所管する建設部、都市政策部、下水道部及び水道局

からそれぞれ被害・影響と今後の対応について説明を受けました。

まず、建設部からは、

市道については5月10日現在、341路線が被害を受け、被害額は約16億円に上り、そのうち、大規模土砂崩落のあったあさひ台団地周辺における被害額が約8億円であること。また、あさひ台団地では80世帯に避難指示を出し、5月18日現在も継続していること。

市道の橋りょうは、7つの橋に被害があり、そのうち鎌田大橋、天神橋については、一時通行止めとなったが、応急復旧工事により5月1日に暫定供用開始としたこと。なお、全ての橋りょうの復旧工事は年度内に完了させる予定であること。

市が管理している河川については17カ所に被害があり、その復旧工事は年度内に完了する予定であること。

市営住宅については42団地に被害があり、7月中の復旧を見込んでいること。なお、被災者に対して市営住宅並びに民間借り上げ住宅を提供していること。

その他、国道・県道の被害状況とそれに対する国や県の対応状況についてなどの説明を受けました。

これらに対し委員からは、

早急な復旧工事に向けた、国の災害査定の簡素化についてや、復旧に向けたスケジュールについて、また、あさひ台団地の土砂崩落箇所に残されている住宅への対策についてなどの質疑や要望がありました。

次に、都市政策部からは、

地下歩道や駅前広場の被害として、タイルのひび割れやブロックのずれなどがあったこと。

公園については、地震により31公園、約2億3千万円の被害を受け、また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散の

影響を調査するため、県が環境放射線のモニタリング調査を行った市内の公園のうち、新浜公園と、信夫山子供の森公園の2公園の環境放射線量が、国の暫定基準値を上回ったため、2つの公園の一時利用制限を行ったこと。

なおその後、この2つの公園について、福島市においても独自調査を行った結果、国の暫定基準値を下回っていたこと。

その他、福島交通及び阿武隈急行線の被害状況などについて説明を受けました。

これらに対し委員からは、今後の公園の環境放射線モニタリングの継続的实施とその実施体制について、またモニタリング結果の公開についてや、公園の環境放射線量を低減させるための対策について、また、あさひ台公園の二次被害対策と今後の復旧の方向性についてなどの質疑や要望がありました。

次に下水道部からは、
まず、地震による被害について、

下水道施設、農業集落排水施設については、マンホールの隆起や陥没、路面の陥没、污水管の隆起や陥没等の被害を受け、5月16日現在で公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設において、合計262カ所、約32億円の被害があったこと。

応急工事により、あさひ台の一部を除いて下水道が使用できない世帯は無いこと。なお、本復旧に向け、下水道施設は市内を7ブロックに、農業集落排水施設は3ブロックに分け、国の災害査定を受ける予定であること。

次に、原発事故による影響については、

福島県原子力センターで5月2日から4日に行った、福島市下水道管理センターの環境放射線モニタリング調査では、汚泥を保管しているコンテナから1時間あたり最大13.50マイクロシーベルト、汚泥か

ら1キログラムあたり最大446,000ベクレルが検出されたこと。

下水道管理センターでは敷地周辺の5ヵ所の環境放射線量の測定を行っていること。

今後の対応については、脱水した汚泥の処分方法が確立されていないため、当面、現在使用されていない敷地内のエアレーションタンクに、雨などが流入しないよう改修工事を行った上で保管する考えであること。

さらに定期的に大気中の放射線量の測定を行うとともにそれを公開し、近隣にお住まいの方々の理解を得ていく考えであることなどの説明を受けました。

これらに対し委員からは、下水道施設等の本復旧の時期についてや、汚泥の保管場所への運搬方法や作業員の安全対策を図ることについて、また、下水道管理センター近隣の皆さんへの説明や理解の状況についてなどの質疑や要望がありました。

次に水道局からは、

地震により貯水施設や送水施設等に201件の被害があったこと。

協定書を締結している福島地区管工事協同組合に協力を要請し、水道局職員とともに応急給水、復旧工事にあたってきたこと。

復旧作業は、福島地方水道用水供給企業団からの供給が可能となった地区から進め、医療機関の早期供給と被災状況を視野に入れ、計画したエリアごとに通水、そのエリアを拡大していき、3月22日に一部地域を除き、市内全域の通水を再開したこと。

現在は仮設復旧による供給箇所が残っているため、これから迎える需要期の安定供給に向け、今後本格的な復旧工事を進めること。

飲料水の環境放射能測定結果についてなどの説明を受けました。

これらに対し委員からは、非常用飲料水の確保のために設置されている平和通り地下、福島競馬場、福島市保健福祉センターの飲料水耐震貯水槽の水の活用状況や、緊急遮断弁の作動状況など、非常時の備えが

どのように活かされたかについてや、水源としての地下水活用について、また、今後のあさひ台地区の復旧について、さらに、放射性物質の測定結果についてや、通水再開状況など、復旧工事の進捗状況についての、きめ細かな市民への情報提供方法についての質疑や要望がありました。

これら当局からの聞き取り及び質疑による調査を踏まえ、5月23日に委員会を開催、意見を開陳し、次のとおり論点を整理しました。

1点目として、水源の複数化や貯水槽の増設など、緊急時の水道水の確保に向けた対策が必要ではないかということ、

2点目として、道路の側溝や公園の環境放射線量を可能な限り低減させるための対策を行うべきであるということ、

3点目として、災害からの早急な復旧を可能とするため、災害復旧事業への国庫負担の迅速な導入が出来るシステム作りを国に求めていくべきであるということ、

4点目として、大規模土砂崩落のあったあさひ台団地に関することについて調査を行うべきであるということ。

以上の4点の中から、当委員会が所管する建設部、都市政策部、下水道部、水道局の全てに関わりがあるあさひ台団地の課題について詳細な調査を行っていくこととし、調査の方法については、現地調査と、住民説明会等での質問や要望に対する市当局からの回答内容等についての調査、さらに被災された方や地域の方々からの意見聴取による調査といたしました。

はじめに、あさひ台団地への現地調査について申し上げます。5月27日の調査当日、委員会を開催し、市当局からあさひ台団地の被害や現時点における対策の概要、また、5月26日に一部区域の避難指示区域の見直しが行われたことについての説明を受けた後に実施いた

しました。

現地においても、同行を求めた市当局からの説明と質疑を行いながら調査をし、現状と課題に対する理解を深めました。

現地調査に引き続き、住民説明会等での質問や要望に対する市当局の回答内容等についての説明を受けました。

その内容は、

全体の本復旧工事の方針やスケジュールについての質問に対し、基本は原形復旧であることや復旧にはおおむね2年程度を見込んでいること、

住宅建物の取り壊し及び瓦礫撤去への対応についての質問に対し、原則として住宅建物の取り壊しは個人対応であり、瓦礫撤去費用については、詳細を国・県に照会中であること、

土砂崩落箇所にある住宅建物等への対応についての質問に対し、二次災害防止策として、市が応急的に取り壊す計画を検討していること、

本来3ヶ月間となっている市営住宅への一時入居期間についての質問に対し、1年間まで延長できるが、その後は状況により改めて対応する方針であること、

あさひ台公園の復旧についての質問に対し、国と協議中であるが、原形復旧の方向であること、

水道・下水道の復旧見込みについての質問に対し、水道・下水道の管は道路に埋設するため、道路の復旧状況に応じて対応することなどでありました。

これらに対して委員からは、

住宅取り壊し、復旧に対する公的支援について、活用できるものがあれば、早急に対応して欲しいという意見が出され、

また、二次災害防止に向けた住宅建物の取り壊しについて詳細な質疑がなされ、市当局の方針について確認いたしました。

次に、被災された方や地域の方々からの意見聴取による調査につきましては、6月13日に委員会を開催し、「あさひ台団地において市が管理する施設や市が提供するサービスの今後の復旧方法に対して、住民として望むことについて」の意見をお聞きするため、あさひ台被災者の会から江崎憲次氏、あさひ台町内会から鈴木四郎氏及び高橋忠政氏に参考人として出席をお願いし、様々なご意見をいただきました。

参考人招致において、江崎参考人からは、江崎参考人の自宅が崩落した原因は、自宅下の市道の管理において路肩部分の危険予知と対策が見過ごされてきたことにより、地震により市道がずれ、崩落し、その結果、自宅敷地が引っ張られたと考えていることが述べられました。

その上で、

市の対応は、国のお墨付きが無いので何とも申しあげられないということが多く、市独自の対策や、市が特例措置を打ち出して対応するというスピーディな動きが無いように思われるので、そういう動きを待ち望んでいるということ、

被災者ごとに地盤の形状、今後の危険度等、それぞれ状況が異なるため、個別面談を実施して被災者の意向を確認して欲しいということ、

あさひ台公園上部の崩落した土地については、市が土地を買い上げ、あさひ台公園や市道の一部と併せ、法面補強に活用できるのではないかと考えているということ、

市による代替地の提供や土地の買い上げ、補償についてなど、市の具体的な考えが分からず、被災者は次のステップに向けた準備が出来ないため、今後に向けた市の具体的な考えやスケジュールを示して欲しい、といった趣旨のご意見がありました。

また、鈴木参考人及び高橋参考人からは、

あさひ台の復旧は、国道4号の復旧が完了してからの対応になり、2～3年かかると市からの説明があったが、納得できるものではなく、水道や下水道など、市単独で対応できる取り組みは一刻も早い取り組み、復旧をお願いしたいということ、

復旧をどのような日程で、いつから実施するという詳細な工程表を含めた計画の提示と、住民が安心できる説明をお願いしたいということ、

方向性だけではなく、具体的な復旧に向けた取り組み、計画提示と早期対応を望んでいるということ、

現況復旧後も地滑りが予測され、住宅建設に適さない場合は、公園や緑地としての買い上げなど、国や市を挙げての支援により、被災住民が安全で安心して将来の生活が出来るような支援をお願いしたいということ、

水道供給や下水道施設などのライフラインは、現在も仮設や暫定利用であり、完全復旧の目途が立っていないが、あさひ台町内会の再生はこれらの完全復旧なしではありえないため、早期の完全復旧をお願いしたい。また、それが最大の市民サービスの提供である、といった趣旨のご意見がありました。

以上の調査を踏まえ、6月13日、16日、21日の委員会において、当委員会としての考え方を次のように取りまとめました。

公園は子どもたちが多く利用する施設であるため、放射線量の計測を広く、継続的に行うとともに、市民に対してその結果を正しく公表し続けることが必要であります。その上で、市民を守ることを第一に考え、公園の表土や芝生の処理を行うなど、可能な限り放射線量の低減を図る対策を早急に実施すべきであります。

また、市道の側溝については放射線量が高いと言われている状況の中、

子どもたちの安全な登下校や市民の安全な生活の確保に向け、市が側溝の土砂上げなどの清掃を早急に行い、放射線量を低減させる対策を講じるべきであります。なお、清掃により発生した廃棄物の処理による影響も十分に視野に入れた対応が必要であります。

次に、あさひ台団地の復旧・復興に関して申し上げます。

被災された方々や地域にお住まいの方々が今後の生活の計画を立てるためには、説明会・相談会において意見を十分に聞くことが大変重要であるとともに、復旧・復興に向けた工程やスケジュールなどの市の考えを早急に、かつ具体的に示し、説明することが必要であります。

安全で安心して暮らせるあさひ台団地の早期復旧・復興のため、被災された方々や地域にお住まいの方、国などの関係者との十分な連携を図り対応するとともに、市単独でも進められる取り組みに対しては、一刻も早い取り組みが必要であります。

最後に、当委員会が今回の調査を進めるにあたり、ご協力いただいた参考人の方々に対し、厚くお礼を申し上げます。また、震災被害に対する復旧・復興に向けた対応や、原発事故による放射能汚染への対応・対策に日夜奮闘されている当局の取り組みに感謝申し上げます。当局におかれましては、市民の皆様の一日も早い生活の安定と、安全安心の確保の取り組みを引き続き進められますようお願いし、以上、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害・影響に関する調査につきましての報告といたします。